

# 道路法面への太陽光発電設備占用予定者の公募について ～一般国道24号京奈和自動車道（紀北東道路）～

平成27年1月15日  
和歌山河川国道事務所

和歌山河川国道事務所では、一般国道24号京奈和自動車道（紀北東道路）の南側法面の一部（添付図面・現場写真参照）について、道路法32条の占用許可を受けて太陽光発電設備を設置していただく事業者を公募します。

応募される方は、募集要項をお読みの上、下記受付期間内にお申込ください。

## 記

1. 占用場所 和歌山県紀の川市北勢田地先  
紀北東道路南側法面（添付図面・現場写真参照）
2. 占用面積 約6,100㎡
3. 受付期間 平成27年1月15日（木）～平成27年2月13日（金）
4. お申込・お問合せ 〒640-8227  
和歌山市西汀丁16番  
和歌山河川国道事務所 道路管理第一課  
TEL 073-402-0269

■ 募 集 要 項

■ 添 付 図 面

■ 現 場 写 真

**紀北東道路法面  
太陽光発電設備 占用予定者 募集要項**

**1. 募集の趣旨**

国土交通省近畿地方整備局（以下「道路管理者」という。）が管理する一般国道24号・京奈和自動車道・紀北東道路（以下「紀北東道路」という。）における太陽光発電設備の道路法第32条の規定に基づく道路の占用の許可に際して、占用希望者の競合が想定されることから、公平性・透明性を確保するため、紀北東道路の法面に太陽光発電設備を設置し、占用しようとする者（以下「占用予定者」という。）を公募します。

応募される方は、この募集要項をお読みいただき、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

**2. 募集提案の概要**

**(1) 募集提案の内容**

紀北東道路の道路法面（下記（2）参照）を占用して太陽光発電設備を設置し管理するとともに、道路の維持点検を行うなど道路管理者、さらに、道路利用者や地元へ寄与するような施策等（以下「提案施策」という。）を実施することが可能な占用予定者を公募します。

提案施策については、占用区域以外を含めていただいても構いません。

**(2) 占用場所・面積**

所在地	占用可能面積
和歌山県紀の川市北勢田地先 紀北東道路 南側法面 (109.7kp 付近~110.2kp 付近) (別添図面参照)	約 6, 100 m <sup>2</sup>

**(3) 占用計画書の提出と占用許可**

この公募により選定された占用予定者は、設置工事前に、提案施策に基づく計画書（以下「占用計画書」という。）を和歌山河川国道事務所に提出し確認を受けた後、道路法第32条に基づく許可を受けていただく必要があります。

占用計画書には、下記の事項について定めるものとします。ただし、道路管理者が必要ないと判断したものは除くものとします。

**1. 占用予定者が行う点検等の要領**

要領には次に掲げる事項を定めること。なお、3. 応募資格要件（1）の内容は必須とします。

- a. 点検等の範囲に関する事項
- b. 点検等の対象に関する事項
- c. 点検等の内容に関する事項

- (一) 点検項目
  - (二) 点検時期
  - (三) 点検方法
  - (四) 清掃、除草等の時期
  - (五) 清掃、除草等の方法
  - d. 点検等の体制に関する事項
  - e. 点検等の記録に関する事項
  - f. 点検等の結果の報告に関する事項
  - g. その他当該道路の管理上必要と認められる事項
2. その他、提案施策に基づく内容

#### (4) 占用の期間

占有期間は、5年以内とします。

占有期間の更新は、5年毎として最大で3回を上限とします。

例えば、

平成27年度に許可を受けた場合の占有期間は、平成32年3月31日までとなり、3回の更新によって、最長で平成47年3月31日までとなります。

なお、更新は、道路法第87条に基づき占有許可に際して付される条件（以下「占有の許可の条件」という。）（条件案は別紙1及び別紙2を参照。占有の許可の条件は占有許可時に追加、変更することもあります。）及び3. 応募資格要件を満たしており、かつ道路管理者が占有に支障がないと判断した場合に限り許可することとします。

また、占有期間が満了又は占有を廃止した場合は、道路法第40条に基づき、占有物件を除却し、占有予定者の負担で道路を原状に回復する義務が生じることに留意して下さい。

#### (5) 占有料

##### ① 占有料の額

占有料は、道路法施行令第19条第1項別表に基づき、占有面積1㎡につき年間640円です。なお、3. 応募資格要件（1）に掲げる内容を除いた道路維持管理への協力（占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）が行われると道路管理者が認めた場合にあっては、\*政策減免の適用により90%を減額します。ただし、占有料は政令の改正や政策減免の見直し等により改定される場合があります。

\*政策減免・・・道路法において占有料を徴収することができない場合として法令に定められているもののほか、直轄国道においては、特に必要があると認める場合には、占有料を減額することとしており、これを政策減免といいます。

##### ② 占有料の支払い

占有料の支払いは、占有を許可したときに当該年度分（月割）を支払い、次年度

以降においては、当該年度の占用料を毎年会計年度の初めに支払うものとします。

③ 占用料の還付

既納の占用料は、特別な場合を除いて還付しません。

(6) 占用許可物件の権利設定及び譲渡の禁止

当該物件の権利を譲渡、転貸、あるいは担保に供することはできません。

(7) 占用物件の構造

太陽光発電設備の構造等については、次のとおりとします。

- ① 太陽光発電設備の設置により道路通行者等の視界を妨げたり、太陽光発電設備が太陽光等を反射して車両の運転を妨げたりすることにより道路交通に支障を及ぼすおそれのないこと。また、農作物や周辺地域に対して太陽光の反射による影響を及ぼすおそれのないこと。
- ② 広告物の添架及び広告のための塗装を一切行わないこと。
- ③ 意匠、構造及び色彩は、周辺の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものであること。
- ④ 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。
- ⑤ 強風や積雪等に耐えられる構造とすること。(参考：設計風速 5.0 m/s)
- ⑥ 道路法面が雨水等による浸食を受けないような構造にするとともに、雨水の排水対策を行うこと。また、浸食のおそれがある場合は、法面を保護する措置を講ずること。

(8) 設置条件

- ① 太陽光発電設備が供給する電力の使用用途を明らかにすること。
- ② 太陽光発電設備の設置により近隣地域に影響を与えるおそれがあることから、設置にあたっては、事前に市道管理者（紀の川市）及び所轄警察署（岩出警察署）と調整を図ること。また、原則として、地元の同意書を道路占用許可申請書に添付すること。
- ③ 提出する占用計画書に基づき適切に履行すること。
- ④ その他、占用の許可の条件を遵守すること。

(9) 法令の遵守

道路に関する法令及びその他関係諸法規を遵守すること。

道路法若しくは道路法に基づく命令の規定又は占用の許可の条件に違反した場合、占用期間内であっても許可の取消、変更等の命令を行う場合があります。

この場合、占用物件の移転、改築、除却、道路の原状回復等は、占用予定者の負担で行うこととし、占用予定者への損失の補償は一切行いません。

### 3. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

なお、地方公共団体の名義貸しによる主体はなり得ません。

(1) 占用区域内において、次の①から③までに掲げる点検等を適確に行うことができるものであること。

- ①法面、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、剥離、変形等の有無の点検
- ②不法占用、不法投棄等の有無の点検
- ③法面、排水施設等の清掃、除草等の維持管理

(2) 太陽光発電設備の設置又は運営に関与したことがあること、あるいは、現在、具体的に他の太陽光発電設備の設置又は運営に着手していること（ただし、規模については共に100kW以上であることを要件とする。）。

(3) 次の①から④までの欠格事項のいずれにも該当しないものであること。

- ①役員に次の各号に該当するものがあること
  - ア. 破産者で復権を得ていないもの
  - イ. 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
  - ウ. 成年被後見人、被補佐人
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続又は更正開始の申立てがなされて、更正手続開始の決定又は再生計画認可の決定がなされているもの。
- ③次に該当するもの
  - a. 暴力団員が実質的に経営を支配しているもの又はこれに準ずるもの
  - b. 暴力団員が実質的に経営を支配しているもの又はこれに準ずるものに再委託するもの。
  - c. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するもの又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続しているもの。
- ④直近の3年間において、法人税、消費税及び地方消費税の滞納があるもの。

### 4. スケジュール

現地説明会	平成27年	1月30日
質問の受付	平成27年	1月20日～平成27年 2月 6日
質問に対する回答	平成27年	1月30日～平成27年 2月13日
申込書締切	平成27年	2月13日
選定委員会	平成27年	2月27日～平成27年 3月13日
事業者の審査、決定	平成27年	2月27日～平成27年 3月13日
選定通知の発送	平成27年	3月20日

占用計画書の提出期限 平成27年 4月17日まで  
道路占用許可申請期限 平成27年 9月18日まで

## 5. 応募申込手続等

### (1) 申込方法

①郵送で申し込む場合（必ず簡易書留でお願いします。）

申込受付期間 平成27年 1月15日（木）から平成27年 2月13日（金）まで 【 2月13日必着のこと】

送付先 〒640-8227  
和歌山市西汀丁16番  
和歌山河川国道事務所 道路管理第一課 宛  
TEL 073-402-0269  
FAX 073-425-7338

②持参する場合

申込受付期間 平成27年 1月15日（木）から平成27年 2月13日（金）まで 【午前9時から午後5時まで、ただし、土・日・祝日を除く】

提出先 和歌山市西汀丁16番  
和歌山河川国道事務所 道路管理第一課 （2F）

### (2) 質問書の提出

別紙様式⑦に必要事項を記載のうえ、上記期間内にFAXにて、和歌山河川国道事務所道路管理第一課宛に送付して下さい。回答は上記期間内に和歌山河川国道事務所ホームページにて行います。

なお、質問書の送付時には、事前に電話連絡をお願いします。

また、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合があります。

### (3) 現地説明会

平成27年 1月30日（金）に開催します。説明会に参加される場合は、必ず 1月28日（水）14時までに別紙様式⑧に必要事項を記載してFAXしてください。集合時間、集合場所等の詳細について、FAXにてお知らせします。

※なお、FAX送信したにもかかわらず、1月29日（木）17時までに

FAXでの連絡がない場合あるいは当日の緊急連絡については、お手数ですが、上記送付先まで電話にてお問い合わせください。

(4) 応募に必要な書類（正1通が必要です。）

応募された書類は、評価・選定及び選定結果の公表以外の目的で応募者に無断で使用しません。なお、提出された書類は、応募者に返却しません。

①応募申込書 別紙様式①
②法人概要 別紙様式②及び法人登記履歴事項全部証明書・印鑑証明書
③管理能力を有することを示した書面 [3. (1) 関係] 別紙様式③
④履行実績・履行状況 [3. (2) 関係] 別紙様式④
⑤事業計画概要 様式自由 (図面等作成要)
⑥提案書 別紙様式⑤
⑦誓約書 別紙様式⑥
⑧法人税並びに消費税及び地方消費税に係る過去3年度における納税証明書

(5) 内容の確認等

- ①提出された書類等について、FAXや電話で確認させていただく場合があります。
- ②期限内に回答がない場合は、6. 失格事項③「期間内に提出書類等が提出されなかった場合」に該当するものとして、審査の対象から除外します。

## 6. 失格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

- ①提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③期間内に必要な書類等が提出されなかった場合  
(提出書類への質問に対して回答が得られなかった又は不誠実であった場合を含む。)
- ④その他不正行為があったと認められる場合

## 7. 事業者の決定方法及び公表等

(1) 決定方法

道路管理者は、提出書類により、参加資格の書類審査を行い、必要な資格を満たしているもののうちから、和歌山河川国道事務所が設置する「紀北東道路太陽光発電設

備占用予定者選定委員会」において、プレゼンテーションを行っていただいた上で、  
(3) 評価項目により、公平かつ客観的に審査し、占用予定者を決定します。

選定結果については、決定された者に平成27年 3月20日(金)付けで決定の通知を行うとともに、同日、和歌山河川国道事務所のホームページにて公表します。

(2) プレゼンテーション

「紀北東道路太陽光発電設置占用予定者選定委員会」の中で行っていただきます。  
詳細については別途連絡します。

なお、プレゼンテーションは、事前に提出していただく募集提案の内容に基づき  
行っていただきます。追加提案及び提案内容の変更は認められません。

(3) 評価項目

企画された提案施策を審査する際の基準は、概ね以下のとおりとします。

※審査項目の( )内は配点ウェイト

審査項目	中項目	審査基準
事業計画 (20)	事業費の積算	①事業費の積算及び事業費の資金調達計画が適切であるか。
	事業のスケジュール	②事業スケジュールが適切であるか。
	施行計画、施工方法	③施行計画及び施工方法が適切に計画されているか。
	安全性	④太陽光パネルの設置に係る強度等の安全性は確保されているか。
	原状回復	⑤事業期間終了後の原状復帰計画が確実であるか。
事業遂行 (10)	運営実績	①太陽光発電設備の設置運営等について実績を有しているか。
	経営能力	②長期に事業を遂行できる経営能力を有しているか。
維持管理 (40)	設備管理	①太陽光発電設備本体の維持管理方法は適切であるか。
	占用区域の道路管理	②法面、防護柵、排水施設等の点検内容は適切であるか。 ③不法占用、不法投棄等の点検内容は適切であるか。 ④法面、排水施設等の清掃、除草等の維持管理は十分な内容となっているか。 ⑤その他、道路維持管理への協力が行われる内容はあるか。
	占用物件の維持管理能力	⑥占用物件を適正に維持できる管理能力を有しているか。
	緊急時の対応	⑦第三者に影響を与えるような事態等の緊急時の対応策、体制等は十分な内容となっているか。
環境・施策 (30)	環境対策	①道路利用者や農作物、周辺地域の住民に対する環境対策は十分か。
	有益な施策	②占用区域以外において行う道路維持管理への協力や道路利用者に寄与するような施策はどのようなもので、どの程度行うことができるか。

## 8. 占用許可申請

(1) 選定された占用予定者は、占用計画書を提出し確認を受けた後、次の関係書類を添えて、和歌山河川国道事務所和歌山国道維持出張所に道路占用許可申請書の提出を行ってください。

- ①位置図
- ②平面図
- ③構造図
- ④現地写真
- ⑤その他

※ 道路占用許可申請書の提出部数は正本1部・副本2部の計3部です。

なお、道路占用許可申請書は無償で配布します。

下記URLからもダウンロードが可能です。

<http://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/senyoukyoka/index.html>

(2) 道路占用許可申請書の提出期限は、平成27年 9月18日(金)までとします。

(3) 特段の理由なく、上記期限内に占用許可申請を行わない場合は、決定を取り消すことがあります。

## 9. 費用負担

道路占用料等、公租公課、その他事業実施にあたり必要な費用、本公募への応募及び占用許可申請に関する一切の費用は、申込者の負担とします。

## 10. 問い合わせ先

〒640-8227 和歌山市西汀丁16番

国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所 道路管理第一課

担当 奥畑 TEL (073) 402-0269

FAX (073) 425-7338

紀北東道路法面太陽光発電設備占用予定者応募申込書

平成 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

〒 ー

住所（所在地）

法人名

代表者氏名

印

（事務担当者）

所属部署

氏名

電話

FAX

紀北東道路法面太陽光発電設備占用予定者の公募に対し、募集要項の各条項を承知のうへで、下記のとおり応募します。

なお、この申請書及び関係書類の記載内容については、事実と相違ありません。

記

1. 添付書類（内容については、募集要項で確認願います。）

①法人概要 別紙様式②

②法人登記履歴事項全部証明書

③印鑑証明書

④管理能力を有することを示した書面 別紙様式③

⑤履行実績・履行状況 別紙様式④

⑥事業計画概要 様式自由（図面等作成要）

⑦提案書 別紙様式⑤

⑧誓約書 別紙様式⑥

⑨法人税並びに消費税及び地方消費税に係る過去3年度における納税証明書

法人概要

住所（所在地）

法人名

会社設立の年月日            年        月        日

目的（代表的なものを記載）

資本金            金            円

従業員数

法令による許認可等

管理能力を有することを示した書面

法人名

占有区域内において、次の①から③までに掲げる点検等を的確に行うことができることを示すこと。

- ①法面、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、剥離、変形等の有無の点検
- ②不法占有、不法投棄等の有無の点検
- ③法面、排水施設等の清掃、除草等の維持管理

太陽光発電設備の設置又は運営に関与の実績 あるいは、現在、他の太陽光発電設備  
の設置又は運営に着手している履行状況

(規模については共に100kW以上であることを要件とする。)

法人名

実績又は履行状況を記載する。

事業計画概要

法人名

(各項目を記載する。)

太陽光発電設備が供給する電力の使用用途

事業費の積算（資金調達計画等）

事業のスケジュール

施工計画、施工方法

設備内容

添付図面

- ・位置図
- ・平面図
- ・構造図
- ・その他必要となる図面

安全性

原状回復計画

提案書

法人名

(各項目に対する提案を記載する。別紙記載も可能)

- ・ 設備管理について
  
- ・ 道路管理について
  
- ・ 占用物件の維持管理能力について
  
- ・ 緊急時の対応について
  
- ・ 環境対策について
  
- ・ 有益な施策について

平成 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

住所（所在地）

法人名

代表者氏名

印

紀北東道路太陽光発電設備占用予定者の応募に際して、下記のとおり誓約いたします。

記

- ①暴力団又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これに交わりを持つ者）又は、暴力団員が実質的に経営を支配する会社ではないことを誓約いたします。
- ②暴力団又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これに交わりを持つ者）又は、暴力団員が実質的に経営を支配するものとは再委託しないことを誓約します。
- ③警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれらに準じるものとして、排除要請があったときは、参加資格を満たさないものとされることに異存はありません。

# 質 問 書

平成 年 月 日

和歌山河川国道事務所 道路管理第一課 宛

法人の名称	
担当者所属	
電話番号	
F A X 番号	
質問事項	

## 現地説明会参加申込書

平成 年 月 日

和歌山河川国道事務所 道路管理第一課 宛  
(FAX : 073-425-7338)

下記のとおり、紀北東道路法面太陽光発電設備設置現地説明会への参加を申し込みます。

法人の名称	
開催日	平成27年 1月30日(金)
参加者 所属・氏名	

※参加は、2名までとします。

※募集要項は、各自お持ちの上ご参加下さい。

## 連絡先

担当者名	
電話番号	
FAX番号	

平成27年 1月28日(水) 午後2時 必着

一般条件（案）

1. 許可書に記載されている内容及び条件並びに以下に掲げる条件に違反したときは、許可を取り消し道路を原状に回復させることがある。
2. 占用に関する工事に着手しようとするとき又は完了するときは、その3日前までに担当出張所長に届出書を提出し、指示、監督、検査を受けること。
3. 許可を受けた工事期間内に着手できない特別の事情があるとき又は竣工する見込みがないときは、あらかじめ、工期の変更について道路占用許可申請書を提出し、その許可を受けること。
4. 交付を受けた道路占用許可標識は指定場所に掲出すること。
5. 道路占用者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないこと。なお、これらのことについて、担当出張所長が指示したときはその指示に従うこと。
6. 住所もしくは事業所等の位置又は氏名もしくは商号を変更したときは30日以内に担当出張所を経由して届け出ること。
7. 占用の期間が満了した場合または占用を廃止した場合は担当出張所を経由して届け出て原状回復についての指示を受けること。
8. 占用期間満了後も引き続き占用をしようとする場合は、満了15日前までに新たに道路占用許可申請書を提出し許可を受けること。
9. 占用により道路を損傷したときは、担当出張所長の指示を受けて占用者の負担により復旧すること。
10. 占用により道路管理者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、占用者の責任において解決すること。
11. 道路工事その他当局において必要があると認めて占用物件の除去・改築等を命じたときは、指定の日までに占用者の負担においてこれを履行すること。
12. 相続、合併、その他の一般承継を受けた者は、その承継の日から30日以内に担当出張所を経由して届け出ること。
13. 占用物件を修繕し（掘削の伴わない同一種類の材料・規格により行うものを除く）又は構造を変更しようとするときは、あらかじめ担当出張所に届け出て必要な指示を受けること。
14. 占用料金は別途（分任）歳入徴収官が発行する納入告知書により指定期限までに国庫に納入すること。
15. 道路法施行令の改正により、占用料の額を変更することもある。

※条件は占用許可時に追加、変更することもあります。

特記条件（案）

1. 占用物件の移転、改築、除却等の費用及び太陽光発電事業終了後の除却費用については占有者が負担すること。
2. 道路に関する工事に伴って占用物件が支障となった場合は、占有者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。
3. 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。
4. 占用物件の落下、剥離、老朽、汚損がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下物が生じた場合には、速やかに改修等の措置を行うこと。
5. 占用物件に起因する事故等については、全て占有者の責任に帰することし、占有者の負担において解決すること。
6. 占用計画書に基づく道路構造物等の点検等を行い、定期的に報告すること。
7. 道路構造物等の点検等により、異常等を発見した場合には、速やかに担当出張所長に報告し、その指示に従うこと。
8. 占用計画書に定める事項のうち、点検等の体制の変更をしようとするときは、担当出張所を経由して届け出ること。
9. その他、占用計画書に基づき適切に履行すること。

※条件は占用許可時に追加、変更することもあります。

5工区 4.5km  
平成26年3月30日暫定2車線供用



終点 紀の川市神領

紀の川インターチェンジ

設置場所

紀の川市  
65,840人

4,257  
5,492

4,187  
5,527

5,017  
6,622

16,098  
21,326

823  
1,062

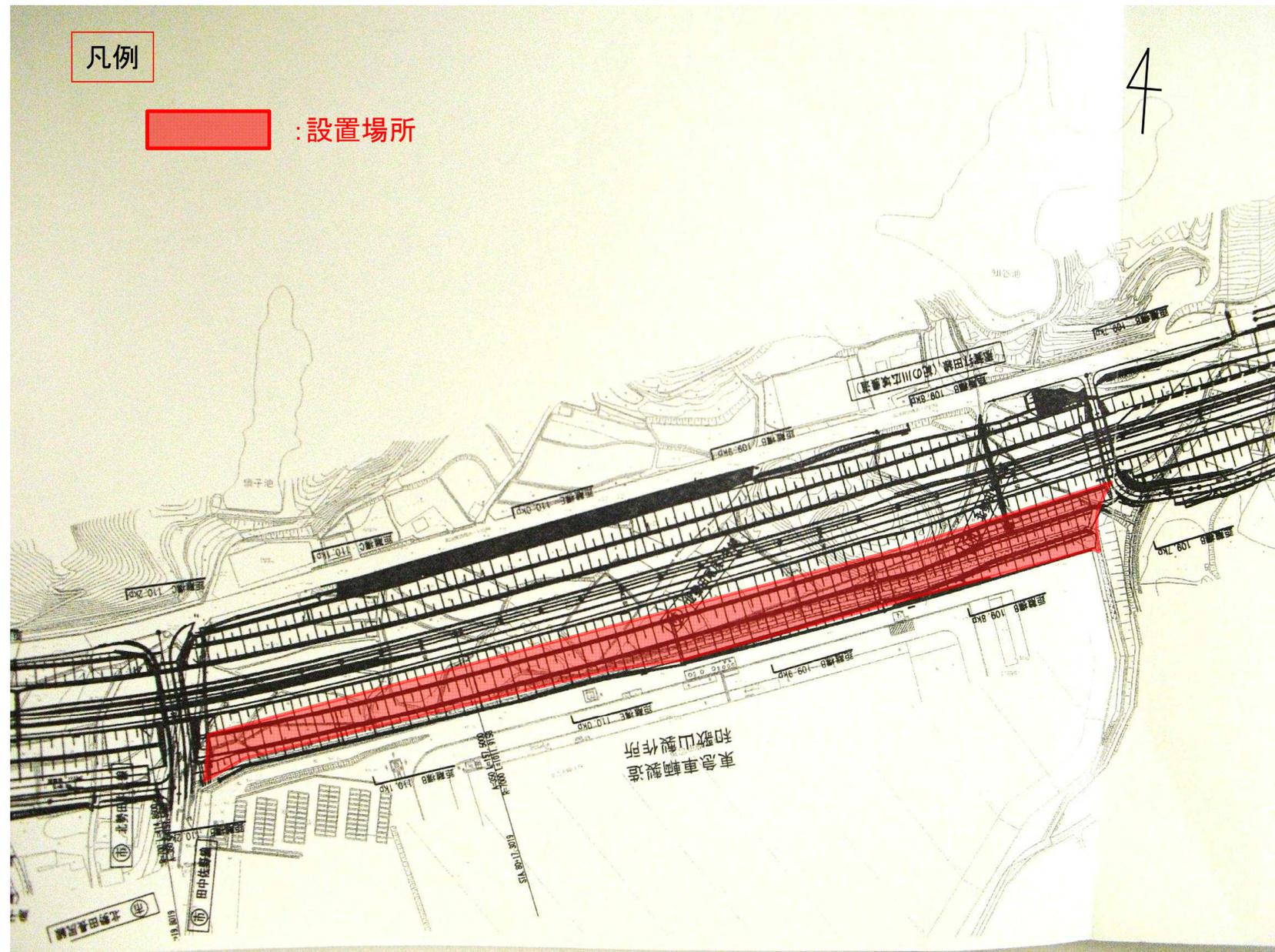


凡例



:設置場所

4









岩出 橋本  
← →

